



65歳以上の皆さんへ 介護保険料が決定しました



平成28年度の介護保険料納入通知書を6月中旬に郵送します。保険料の額は6月に決定する平成28年度住民税の課税状況に応じて決定したものです。

【納付方法】

○年金天引きによる納付(特別徴収)

6月に決定した保険料(年額)から、仮徴収額を差し引いた額が10月以降の年金から3回に分けて天引きされます。(仮徴収額は4月に送付した「介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」の額です。4月、6月、8月の年金からは、通知したその額が天引きされます。)



○納付書による納付(普通徴収)

納付書や口座振替で納めていただきます。保険料(年額)は6月から翌年の3月までの10期に分けて納付します。各納期限までに納め忘れのないよう納付してください。

所得段階	対象者(所得などの条件)	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	30,600円
	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下の人	44,100円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円超の人	50,900円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	61,100円
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がいる人(基準額)	67,800円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	81,400円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	88,200円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	101,700円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	115,300円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	128,900円

※第1段階対象者は公費負担により保険料額が軽減されています。

【問合先】健康介護課

情報公開・個人情報保護制度実施状況

【情報公開制度】

平成27年度の公開状況は次のとおりです。

請求件数	処理状況				
	公開	部分公開	非公開	不存在	取り下げ
14	10	4	0	0	0

【個人情報保護制度】

平成27年度における、個人情報保護制度の運用状況は、開示、訂正、削除の請求と不服申し立てはありませんでした。